

請 願 文 書 表

受 理 番 号	請 願 第 5 号
件 名	新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に向けた取組を求める意見書の提出について
紹 介 議 員	佐藤幸雄、佐藤正人、山際 務、荒井宏幸、高橋哲也、内山 航、土田真清、保荊 浩、林龍太郎、東村里恵子、西脇 厚、米野泰加、中山 均
要 旨	<p>新潟水俣病は来年、公式確認から60年を迎える。この間、最高裁では平成16年判決で現行の認定基準（昭和52年判断条件）では認められなかった被害者を水俣病患者と認め、原因企業に賠償を命じている。また、平成25年の最高裁判決は、基準の症候の組合せが認められない場合でも総合的に検討し、水俣病と認定する余地を排除していない旨の判断を示し、認定の弾力的運用を求めている。本年4月18日、新潟地裁は原告45人中26人を水俣病と認め、原因企業に賠償を命じた。またこれに先立ち、大阪地裁は令和5年9月に原告128人全員を水俣病と認め、国、熊本県、原因企業の連帯責任を認め、損害賠償を命じた。本年3月の熊本地裁判決は請求を棄却したものの、25人の原告を水俣病と認めた。これら3つの判決は、判断内容に異なる部分はあるものの、公害健康被害補償法や特措法等の従前の救済策では救済されない被害者が多数存在していることを示している。</p> <p>一方、これまでの提訴原告165人中、既に31人が亡くなり、現在の147人の平均年齢は75歳を超え、「生きているうちに解決を」は被害者の切実な叫びになっており、速やかな解決が求められている。新潟市はこれまでも、水俣病被害者の早期救済と抜本的な救済制度の見直しなどを要望している。ついては、貴議会において、新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に向けて、次の事項について早急に取り組むことを求める意見書を国会並びに政府関係機関に提出されるよう請願いたします。</p> <p style="text-align: right;">(次頁につづく)</p>
付 託 年月日 委員会	令和6年9月26日 市民厚生常任委員会
受 理	令和6年9月5日 第278号

請願第5号

	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 新潟水俣病の解決に向けて、被害者、国、原因企業ら関係者の間で話し合いの場を設けること。</p> <p>1 平成22年4月16日の特措法に関する閣議決定及び平成23年3月3日のノーモア・ミナマタ新潟訴訟の和解条項を踏まえて、阿賀野川流域住民の健康被害調査を実施すること。</p>
--	--